

融資のご案内

国民生活金融公庫

振興事業貸付

ご利用いただける方……厚生労働大臣から振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方

設備資金

業種	融資限度額	融資期間
飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、理容業、美容業	1億5,000万円	18年以内 店舗等の新設は20年以内 (うち据置期間)2年以内
一般公衆浴場業	1億5,000万円 「一般設備貸付」と別枠です	
ホテル・旅館営業	7億2,000万円	
興行場営業	7億2,000万円	
クリーニング業	3億円	

上記融資限度額に加え消防設備等の「特例貸付」を上乗せして利用することができます。

運転資金

業種	融資限度額	融資期間
上記の全業種	5,700万円	7年以内 (うち据置期間)1年以内

小企業等設備改善資金特別貸付

ご利用いただける方……生活衛生同業組合の経営特別相談員が行う経営指導を受けている生活衛生関係営業を営む小企業の方

設備資金

業種	融資限度額	融資期間	保証人・担保
○従業員5名以下の会社又は個人企業	550万円 ほかに、別枠450万円を上乗せすることができます。	7年以内 (うち据置期間)6ヵ月以内	必要なし
	別枠450万円及び融資期間7年以内の取扱は、平成18年3月31日までです。		

★この融資は、設備資金のみで運転資金にはご利用になれません。

★別枠450万円の融資を受けられる方は、別に資料（確定申告書・決算書・試算表・不動産登記簿謄本等）が必要となりますので経営特別相談員の方にご相談ください。

利用できる条件

1. 原則として6ヵ月以上経営特別相談員の経営指導を受けていること。
2. 国税、地方税を完納していること。
3. 生活衛生同業組合の長から融資についての推せんを受けていること。

生活衛生同業組合員の皆様へ

振興事業貸付資金のお申込みの手順

- 厚生労働大臣から振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方に、ご利用いただける制度です。
- お申込みには、生活衛生同業組合が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。
- お申込みにあたっては、各生活衛生同業組合にご相談ください。

次の手順で手続きをしてください。

生活衛生同業組合の組合員の方



所属する生活衛生同業組合

「振興事業に係る資金証明書」の交付をうけます。
(交付を受けるための書類は不要です)



国民生活金融公庫の各支店

国民生活金融公庫代理店である市中金融機関の窓口でも、お取扱いしています。

〔国民生活金融公庫に申込する際の必要書類〕

「振興事業に係る資金証明書」のほかに次の書類をご準備ください。

1. 借入申込書
2. 健康福祉事務所（保健所）等の営業許可証・確認証の写
3. 確定申告書・決算書・最近の試算表
4. 設備・工事等の見積書
5. 商業登記簿謄本（法人の場合）
6. その他…担保等については国民生活金融公庫の窓口でご相談下さい。

●新規開業の方や組合に新規加入される方は、事前に各生活衛生同業組合にご相談願います。

ご融資のご相談、お問い合わせ窓口

■各生活衛生同業組合

理容	TEL 078-577-1881	クリーニング	TEL 078-322-2121	美容	TEL 078-575-5885
旅館ホテル	TEL 078-341-3667	公衆浴場	TEL 078-341-2475	興行	TEL 078-392-0504
鮎	TEL 078-331-3350	社交飲食	TEL 0792-88-4441	麺類	TEL 078-577-1987
食肉	TEL 078-671-6613	喫茶飲食	TEL 078-341-0660	料理	TEL 078-575-3298
飲食	TEL 078-391-4210	食鳥肉	TEL 078-371-7241	中華料理	TEL 078-331-1239

■兵庫県生活衛生営業指導センター TEL 078-361-8097 FAX 078-361-2875

■国民生活金融公庫（兵庫県内支店）

神戸支店	TEL 078-341-4981	神戸東支店	TEL 078-854-2900	明石支店	TEL 078-912-4114
姫路支店	TEL 0792-25-0571	尼崎支店	TEL 06-6481-3601	豊岡支店	TEL 0796-22-4327